

役員等報酬規程

（目的及び意義）

第1条 この規程は、社会福祉法人白梅会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、前号の役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、第2号の役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

（役員等の報酬）

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会等法人業務への出席の都度、定款第八条に定める金額の範囲内で、別表第1に基づき支給する。

- 2 役員の報酬は日額とし、常勤非常勤を問わず支給する。理事会等法人業務への出席の都度、別表1に定める年度総額の範囲内で、同表に基づき支給する。

（費用）

第4条 役員等が職務遂行による出張に伴い発生する費用は、実費を支給する。

（報酬の支払い方法等）

第5条 役員等の報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

（公表）

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、平成30年12月15日より施行する。

この規程は、令和4年6月18日より施行する。

この規程は、令和7年6月15日より施行する。

別表 1

◆理事会及び評議員会の出席報酬（1人当たり）

名 称	報 酬（日額）
理事	6, 0 0 0 円
監事	6, 0 0 0 円
評議員	6, 0 0 0 円

◆業務報酬等（1人当たり）

名 称	報 酬（日額）
理事及び監事業務報酬等	3, 5 0 0 円
監事監査指導報酬等	1 0, 0 0 0 円
評議員業務報酬等	3, 5 0 0 円

なお、理事に支給する報酬は年間総額 1 5 0 万円、監事に支給する報酬は年間総額 3 5 万円を超えない範囲で支給することができる。